

会

議

午前10時 0分開会

○議長（竹内清二君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、平成30年2月下田市議会臨時会  
は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### ◎会期の決定

○議長（竹内清二君） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日より16日までの2日間といたしたいと思えます。これにご異議ご  
ざいせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は2日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりであり  
ますので、ご承知願います。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、4番 滝内久生君と6  
番 小泉孝敬君の両名を指名いたします。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議長会関係について申し上げます。

1月19日、第139回静岡県東部地区市議会議長会が伊豆市で開催され、私と副議長が出席  
いたしました。

この議長会では、伊豆市提出の「伊豆半島における道路整備促進について」、三島市提出

の「産科・小児科医師不足への対応と周産期医療体制の整備について」の議案を審議し、可決いたしました。

この提出議案2件につきましては、2月1日開催の静岡縣市議会議長会定期総会に提出することと決定いたしました。

また、平成30年度静岡縣市議会議長会役員において、下田市が全国市議会議長会の評議員及び東海市議会議長会の理事に選出されました。

1月22日、静岡県地方議会議長連絡協議会の平成29年度第2回政策研修会が静岡市で開催され、私と副議長が出席いたしました。

この研修会では、時事通信社特別解説員の田崎史郎氏を講師に「日本は良くなるか～安倍政権の行方と北朝鮮情勢～」と題した講演を、また、静岡県保護司会連合会会長、飯塚 亘氏、法務省静岡保護観察所所長、岸 規子氏を講師に「更正保護ボランティアの活動について～再犯防止推進法を踏まえて～」と題した講演を聴取いたしました。

2月1日、第154回静岡縣市議会議長会定期総会が牧之原市で開催され、私と副議長が出席いたしました。

この総会では、前牧之原市長の西原茂樹氏による「対話の重要性～A I（人工知能）とロボット社会で何が求められるか」と題した講演が行われました。会議では、平成29年度会務報告並びに平成30年度予算審議をはじめ、先の県東部地区市議会議長会で可決した議案を含む13件の議案を審議し、可決されました。なお、要望事項の議案4件の取扱いについては、会長に一任することといたしました。また、平成30年度静岡縣市議会議長会役員において下田市が、全国市議会議長会の評議員及び東海市議会議長会の理事に選出されました。

2月2日、全国市議会議長会の第145回地方財政委員会が東京で開催され、私が出席いたしました。この委員会では、総務省自治税務局企画課長から「平成30年度地方税制改正について」、総務省自治財政局財政課長から「平成30年度地方財政対策について」それぞれ説明の後、協議事項が行われ次年度委員会への申し送り事項について承認いたしました。

次に、要望活動について申し上げます。

1月25日、平成29年度伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会の役員の方々と私が、国土交通省、財務省等に対し、「伊豆縦貫自動車道の早期の全線開通等について」の要望活動を実施いたしました。

2月5日、伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会の役員の方々と私が、中部地方整備局に対し、「伊豆縦貫自動車道建設促進について」の要望活動を実施いたしました。

次に、他市からの行政視察について申し上げます。

1月23日山形県長井市の議員6名が「下田まち遺産について」、及び「30カラーズプロジェクト」についてを、2月6日から7日、埼玉県朝霞市の議員4名が「観光まちづくり推進計画について」及び「下田市教育大綱について」を視察されました。

次に、市長より「旅券破損に係る和解及び損害賠償の額の決定について」及び「車両物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について」の専決処分の報告がありました。

また、「平成29年12月下田市議会定例会提出議案の正誤書類」の送付があり、議席配付してありますので、ご覧ください。

次に、今臨時会に市長から提出議案の送付と、説明員として出席する旨の通知がありましたので、係長をして朗読いたさせます。

○庶務兼議事係長（高橋智江君）朗読いたします。

下総行第10号。平成30年2月15日。

下田市議会議長、竹内清二様。静岡県下田市長、福井祐輔。

平成30年2月下田市議会臨時会議案の送付について。

平成30年2月15日招集の平成30年2月下田市議会臨時会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

議第1号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第2号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第3号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第4号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第8号）、議第5号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議第6号 平成29年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第7号 平成29年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第8号 平成29年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第9号 平成29年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）。

下総行第11号。平成30年2月15日。

下田市議会議長、竹内清二様。静岡県下田市長、福井祐輔。

平成30年2月下田市議会臨時会説明員について。

平成30年2月15日招集の平成30年2月下田市議会臨時会に説明員として下記の者を出席させるので、通知いたします。

市長 福井祐輔、副市長 土屋徳幸、教育長 佐々木文夫、会計管理者兼出納室長 河井長美、統合政策課長 黒田幸雄、総務課長 井上 均、教育委員会学校教育課長 土屋 仁、教育委員会生涯学習課長 土屋佳宏、防災安全課長 高野茂章、税務課長 日吉由起美、監査委員事務局長 土屋紀元、観光交流課長 佐々木雅昭、産業振興課長 長谷川忠幸、市民保健課長 永井達彦、福祉事務所長 土屋悦子、建設課長 白井達哉、上下水道課長 鈴木光男、環境対策課長 鈴木芳紀。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎議第1号～議第3号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第1号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第2号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第3号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） おはようございます。

それでは、議第1号から議第3号までを一括してご説明申し上げます。

初めに、本年度の人事院勧告の概要を説明させていただきます。

人事院は、昨年8月8日に国会及び内閣に対し、平成29年度人事院勧告を、また静岡県人事委員会は、10月12日に県議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。人事院勧告は、公務員労働者における労働基本権制約の代償措置の根幹をなすものとして、公務員給与が民間給与水準から乖離しないように、労使関係の安定、効率的な行政運営を維持する上で必要なものであるという理由により、昭和23年から制度化されているものでございます。

平成29年度人事院勧告の概要でございますが、条例改正関係等説明資料の1ページをお開きください。

給与改定に係る本市に関連する内容につきまして説明させていただきます。

本年は公務員と民間給与の比較におきまして、公務員の月例給、期末・勤勉手当のいずれも民間給与を下回っており、月例給につきましては俸給表の400円引き上げを基本とし、平

均改定率を0.17%とするものでございます。

なお、初任給は1,000円引き上げ、若年層におきましても同程度の改定とされております。また、再任用職員及び任期付職員についても引き上げるもので、再任用職員については平成29年4月から、任期付職員については平成30年4月からの改定となるものでございます。

期末・勤勉手当につきましては、勤勉手当を0.1カ月引き上げるとともに、再任用職員の勤勉手当0.05カ月の引き上げ、任期付職員の期末手当0.05カ月の引き上げが主な内容で、職員及び再任用職員は平成29年12月支給分から、任期付職員は平成30年6月支給分からの改定となるものでございます。

本市といたしましては、人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢のもと、これまで長い間培われてきました労使慣行を尊重、堅持し、また情勢適応の原則にも配慮した上で、人事院勧告に準拠し、職員給与の一部改正を行わせていただくものでございます。

それでは、議第1号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げますので、議案件名簿の1ページをお開きください。

下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するもので、提案理由でございますが、人事院勧告に基づき所要の改正を行うもので、議案件名簿2ページから5ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、条例改正関係等説明資料の1ページをお開きください。

上段に記載してございます給料表関係でございます。

人事院勧告に基づき平均0.17%引き上げるもので、初任給については1,000円引き上げ、若年層においても同程度の改定となっております。

また、年齢が上がるに従い改定率は低くなり、若年層と高齢層の格差を抑えるものとなっております。

1級の改定率は0.47%、2級は0.25%、3級は0.16%、4級は0.12%、5級は0.11%、6級は0.10%の改定率となるものでございます。

次に、期末・勤勉手当でございますが、説明資料1ページ中段をご覧ください。

期末・勤勉手当につきましては、本年度12月支給分勤勉手当の支給月数を0.1カ月引き上げ、「0.95カ月」に改めるもので、これに伴いまして、期末・勤勉手当の年間支給割合は4.4カ月となるものでございます。

さらに、平成30年度以降の期末・勤勉手当につきましては、6月期及び12月期における勤勉手当の支給月数を定めるため、一部改正条例の第2条におきまして、それぞれ「0.9カ月」

に改めるものでございます。

なお、期末・勤勉手当の支給割合の経過と今回の改正案につきましては、表のとおりでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして条例改正関係等説明資料の2ページ、3ページで説明申し上げます。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が、今回改正させていただくところでございます。

本条例改正の組み立てにつきましては、勤勉手当の配分調整がございまして、条例の施行日が異なる関係上、2条立てとさせていただきます。

第19条第2項は勤勉手当の月数を規定しており、「100分の95」に改めるものでございます。

次に、別表第1給料表の改正でございますが、説明資料2ページから9ページをご覧ください。

1級は1,000円から97号給の800円までの幅で、2級は1,000円から125号給の400円までの幅で、3級は1,000円から101号給の400円の幅で、4級は1,000円から116号給までの400円の幅で、5級は700円から97号給の400円の幅で、6級は700円から124号給400円の幅で引き上げるものでございます。

続きまして、一部改正条例の第2条関係でございますが、条例改正関係等説明資料8ページ、9ページをお開きください。

第19条第2項は勤勉手当の支給率を「100分の95」から「100分の90」に改正するものでございます。

それでは、議案件名簿の5ページをお開きください。

附則でございますが、附則第1項及び第2項は、この条例の施行期日を定めておりまして、附則第1項は、この条例は公布の日から施行するもので、第2項の規定は平成30年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項第1号は、第1条の規定による改正後の下田市職員の給与に関する条例別表第1の規定は平成29年4月1日から、同項第2号は勤勉手当の率を平成29年12月1日から適用するという遡及適用を規定したものでございます。

附則第3項は、改正前の規定で支給された給与は、内払いとみなす旨の規定をしたものでございます。

続きまして、議第2号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の6ページをお開きください。

提案理由でございますが、人事院勧告に基づき、所要の改正を行うものでございます。

条例改正関係等説明資料の10ページをお開き願います。

上段に記載してあります給料表関係は、人事院勧告に基づき職務の階級ごとに400円引き上げるものでございます。

次に、期末・勤勉手当でございますが、本年度12月支給分勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げ「0.45月」に改めるもので、これに伴いまして、期末・勤勉手当の年間支給割合は2.3月となるものでございます。

さらに、平成30年度以降の期末・勤勉手当につきましては、6月期及び12月期における勤勉手当の支給月数を定めるため、一部改正条例の第2条におきまして、それぞれ「0.425月」に改めるものでございます。

期末・勤勉手当の支給割合の経過につきましては、10ページ下段の表をご覧くださいと存じます。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料の11ページ、12ページでご説明申し上げます。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

本条例改正の組み立て方につきましても、勤勉手当の配分調整等がございまして、条例の施行日が異なる関係上、2条立てとさせていただいております。

第5条第1項は、表中の給料月額をそれぞれ400円引き上げるもの、同第3項は再任用職員に対する勤勉手当の月数を規定しており、「100分の45」に改めるものでございます。

第2条では、平成30年度以降の勤勉手当につきましては、先ほど第1条で改正した「100分の45」を「100分の42.5」に改め、6月期及び12月期における再任用職員の支給月数をそれぞれ「100分の42.5」とする旨の改正を行うものでございます。

それでは、議案件名簿の7ページに戻っていただきまして、附則でございますが、附則第1項及び第2項は、この条例の施行期日を定めておりまして、附則第1項は、この条例は公布の日から施行するもので、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行するというものでございます。

附則第2項第1号は、第1条の規定による改正後の下田市職員の再任用に関する条例第5条第1項の規定は平成29年4月1日から、同項第2号は、条例第5条第3項の規定を、平成29年12月1日から適用するという遡及適用を規定したものでございます。

附則第3項は、改正前の規定で支給された給与は、内払いとみなす旨の規定をしたものでございます。

続きまして、議第3号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の8ページをお開きください。

提案理由でございますが、人事院勧告に基づき、所要の改正を行うものでございます。

条例改正関係等説明資料の13ページをお開き願います。

改正の内容は、現行の給料表を1級、2級それぞれ1,000円増額改定するとともに、平成30年度以降の6月及び12月期における期末手当の支給月数をそれぞれ0.025月引き上げ「1.65月」とするもので、年間支給割合は0.05月増の3.3月となるものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料の14ページ、15ページでご説明申し上げます。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

第6条第1項は、任期付職員の給与月額を1級、2級につき、それぞれ1,000円引き上げるものでございます。第7条第2項は、任期付職員に対する期末手当の月数を規定しており、6月及び12月支給月数をそれぞれ「100分の165」とする旨の改正を行うものでございます。

それでは、議案件名簿の9ページをお開きください。

附則でございますが、この条例は、平成30年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第1号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議第3号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 議第1号から議第3号までについて、当局の説明は終わりました。

ただいま議題となっております3件について、一括質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 議第1号及び議第2号について、あわせて質問をしたいと思います。

この1号から6号までそれぞれの職種ごとに給料表が定められていると思いますが、その職種と、そこにこれを適用するに当たって、現在在籍をしている職員の数をお教えをいただきたいと思います。

それと初任給が、それぞれの高卒あるいは中卒まで含めての初任給があらうかと思いますが、初任給と新たな給料表の関係についてお尋ねをしたいと。といいますのは、1号俸から125号俸まである給料表になっているわけですね。それで6級立てになっていると。実態的には多くの給料表の号数のところが使われない事態になっているのではないのかと。どうして125も号俸を定めなければならないのかと。しかもそれぞれ全ての号俸が125号俸まであるわけではないと、こういう表になっているわけですので、この表の運用の仕方によってこういうぐあいになっていようかと思うわけでありますけれども、その実態がどうなのかと。

それから、2号議案のこの引き上げについてでございますが、再任用の規定でございますが、これも1号から6号までの規定になっていると。そしてこれらの数字は職員の給料表のほうを見ますと、例えば改正の1,000円上げた17万9,200円、この1号俸は、数字上、29号俸ぐらいに当たると。こういう比較ができようかと思いますが、例えば6号俸については32万5,800円だと。6号俸の初任給は32万6,300円だと。6号俸の表にない数字が任用外のほうには、しかも低い数字が記載がされている、こういう結果になっておりますので、これらのことがどうして起こるのか、しかもこれでよしとする理由とは何かという点をお尋ねをしたいと思います。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） まずは、1級から6級のどういう職員がということでございますが、1級から3級までにつきましては、主事、技師、一般職のそういった職員が配置されております。4級が主査、係長、5級が課長補佐、6級が課長となっております、申しわけございません。手元に人数の資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただきます。

初任給の件につきましては、18歳の高卒のところになりますけれども、1級の17号に初任給として配置されるわけでございますが、改正前が15万5,900円、増額が1,000円で15万6,900円となるものでございます。それからあと、大学卒等でいきますと、22歳1級33号18万4,500円、1,000円の増額で18万5,500円の改正になるものでございます。

それからあと、再任用のこちらにつきましても後ほどお答えさせてもらってよろしいです

か。担当課長として申しわけございませんが、勉強不足で答えられませんので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） もう1点だけ、6級の最高号俸にいる方は現在どの号俸にいらっしゃるのかわかりますか。といいますのは、先ほど言いましたように、この1級で見ましても、少なくとも1級の1から10までは使わない表じゃないかと思うんです。中卒を考えてみても、要らない表じゃないかと。何でこんな要らない部分まで置いておくのか。それが逆に6級のところでも、市民が見たときに、この表の運用や見方が非常にわかりにくいという、市の職員の給与の実態がどうなっているのか、わかりにくい表になっているのではないかと思うわけですから、もう少しじっくりわかりやすいような仕組みにしたらどうかと。しかもある号俸や号級のところは年間に4回昇給するよと、あるところは2回しか昇給しないよと、ある場合には全く昇給しませんよと、こういう仕組みになっていようかと思うんですけれども、それらの運用実態がどうなっているかということは、公平の観点から非常に問題といたしますか、きっちり対応していかなければならないことだと思うわけです。

給与というのは、その職員の人生がかかっていると言ってもいいかと思うわけですので、そのような思いがするんですけれども、使わない表のところは削ってみてはどうかと。いや、そうじゃないよ、こういうわけで置いておく必要があるんだよということであれば、その内容をお教えいただきたいと思います。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） まず、使わないところがあるのではないかというお話ですが、中途採用ですとか給与の格付によって、前歴の換算の仕方等によりまして使う場合がございます。それから、議員もご存じのとおり、下田市につきましては行政職第1表、行政職第2表という国の制度とは異なっているというか、1つの表で対応している関係で、現業職等につきましても、同一の表で対応しているところから、3級の一番大きくなるほうにつきましては現業職で使っている実態もございまして、あとは1級の1号から10号ぐらいまでのところを使わないだろうというお話でございまして、現状、高校卒業以上を採用しているわけでございますが、中学卒業を採用する可能性がゼロではないというようなこともございまして、表につきましてはそういった意味もございまして、整理をしていないというか置いてあるというような形になってございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第1号議案から議第3号議案までは、総務文教委員会に付託いたします。

---

◎議第4号～議第9号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第4号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第8号）、議第5号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議第6号 平成29年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第7号 平成29年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第8号 平成29年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第9号 平成29年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）、以上6件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（井上 均君） それでは、議第4号から議第9号までの各補正予算につきまして、一括してご説明申し上げますので、お手元にあさぎ色の表紙の補正予算書と補正予算の概要、それから水色の表紙の水道事業会計の補正予算書をご用意いたします。

このたびの補正予算は、宮渡戸橋掛替工事の上部工に係る事業費7,000万円に対する平成29年度国庫補助内示の追加及び道路維持の繰越明許、過疎対策事業債3億1,000万円の組み替え調整及び減債基金積み立て等を計上させていただきました。

また、先ほど統合政策課長より説明いたしました、一般会計におきましては議第1号 下田市職員の給与に関する条例の一部改正及び議第2号 下田市職員の再任用に関する条例の一部改正に伴う一般職の職員の給料及び勤勉手当の改正による補正でございます。

なお、議第3号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、任期付職員は現在任用されていないため、適用が平成30年度からとなるものでございます。

その他国民健康保険事業、介護保険、後期高齢者医療、下水道事業の各特別会計及び水道事業会計に係る補正予算も職員の給与に関する条例の一部改正議案に伴う職員給与及び勤勉手当の改正に係る補正予算でございます。

それでは、まず議第4号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第8号）につきましてご

説明を申し上げます。

お手数ですが、補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ306万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ106億4,488万4,000円とするものでございます。第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるということで、補正予算書の2ページから7ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりましてご説明申し上げます。

第2条債務負担行為の変更は第2表債務負担行為補正によるということで、補正予算書の8ページをお開きください。

変更は1件で、宮渡戸橋掛替工事で債務負担行為に含まれておりました上部工に係る事業費7,000万円に対する国庫補助が平成29年度追加内示とされたため、債務負担行為から単年度事業（その2）と記載してございますが、そちらに変更することといたしました。これにより債務負担行為の事業予定額から7,010万円を減額し、期間は平成29年度より平成30年度まで、限度額は事業予定額1億4,010万円の範囲内で、宮渡戸橋掛替工事に係る契約を平成29年度において締結し、平成29年度予算計上額5,650万円を超える金額、8,360万円については平成30年度において支払うと変更するものでございます。

恐れ入ります。1ページお戻りいただき、第3条地方債の補正でございます。

地方債の補正は第3表地方債補正によるということで、補正予算書の9ページをお開きください。

地方債の変更は8件でございます。今回の補正につきましては下田市過疎地域自立促進計画に基づく、過疎対策事業債と過疎対策自立促進特別事業債の予算化につきまして、財源の安全性を考慮し、通常の公共事業や一般単独事業での借り入れ可能な事業につきましては従来どおりの予算とし、地方債第2次分承認後振りかえ補正をこれまで予定しておりました。

このたび、過疎対策事業債と過疎対策自立促進特別事業債の合計3億1,000万円の県の承認、また国への申請手続が完了した旨の連絡をいただいたことから、2件目の敷根1号線道路改良事業から7件目消防ポンプ自動車までを取りやめ、8件目の過疎対策事業債限度額2億540万円を限度額2億7,500万円に組み替えるもの、また1件目上大沢線法面改修事業は事業費の減額見込みにより見送るもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

1 ページに戻っていただき、第4条の繰越明許費でございますが地方自治法213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は第4表繰越明許費によるということで補正予算書の10ページをお開きください。

繰越明許による事業は2件で、1件目は7款土木費、2項道路橋梁費、道路維持事業で、内容は道路維持工事費、金額は1,500万円でございます。

2件目は7款土木費、2項道路橋梁費、橋梁維持事業で、内容は宮渡戸橋掛替工事上部工に係るもの、金額は4,610万円でございます。

以上2件につきまして年度内に完了する見込みがつかないため、一部繰り越しをさせていただくものでございます。

続いて、補正予算書の57ページをお開きください。

議第5号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ182万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ41億8,925万円とするものでございます。

第2項は歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるということで、補正予算書の58から61ページ記載のとおりではございますが、後ほど補正予算の概要によりましてご説明を申し上げます。

続きまして、補正予算書の77ページをお開きください。

議第6号 平成29年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億3,033万4,000円とするものでございます。第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるということで、補正予算書の78から81ページ記載のとおりではございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりましてご説明を申し上げます。

続きまして、補正予算書の99ページをお開きください。

議第7号 平成29年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご

説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億3,829万円とするもの  
でございます。第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに  
補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるということで、補正予算書  
の100ページから103ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正  
予算の概要によりましてご説明申し上げます。

続きまして、補正予算書の119ページをお開きください。

議第8号 平成29年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明  
申し上げます。

第1条の歳出予算の補正でございますが、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごと  
の金額並びに補正後の歳出予算の金額は、第1表歳出予算補正によるということで、補正予  
算書の120ページから121ページ記載のとおりではございますが、内容につきましては、後ほ  
ど概要によりましてご説明申し上げます。

続きまして、別冊になります。水道事業会計につきましてご説明申し上げます。

お手数ですが、水色の補正予算書をご用意ください。

まず、1ページ議第9号 平成29年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）は、今回の  
人勤に伴います所要額として、第3条収益的支出に記載の53万6,000円、第4条資本的支出  
に記載の9万2,000円の合計62万8,000円の増額補正をするものであり、このことから、第5  
条により職員給与費を「7,741万3,000円」を「7,804万1,000円」に改めるものでござい  
ます。

7ページ、8ページをお開きください。

給与費明細書におきましては、給与費等欄のとおり、給料・手当等法定福利費の増額補正  
によるものでございます。

内容につきましては補正予算の概要につきましてご説明のほうをさせていただきます。

それでは、補正予算の内容につきまして、概要のほうをご用意いただきたいと思います。

まず、2ページ、3ページをお開きください。

一般会計の歳入でございます。統合政策課関係、19款4項4目20節雑入5万円の増額は、  
補正内容等欄記載のとおり、後期高齢者医療広域連合派遣職員給与の改定分の受入金、総務  
課関係、20款1項市債、合計で1,050万円の減額は、20款1項3目1節道路橋梁債のうち、  
上大沢線法面改修事業は事業費の減額見込みにより見送るもの。また、過疎対策事業債及び

過疎対策自立促進特別事業債の合計3億1,000万円の県の承認、それから国の申請手続が完了した旨の連絡をいただいたことから、同節敷根1号線道路改良事業から20款1項4目1節消防債消防団ポンプ自動車までを取りやめ、20款1項7目1節過疎対策事業債を6,960万円に増額し、3億1,000万円に変更するもの。

選挙管理委員会関係、13款3項1目3節国庫・衆議院議員選挙委託金4,000円の増額及び14款3項1目3節県費選挙費委託金5,000円の増額は、選挙時間外勤務手当に係る改定分の委託金。

建設課関係、13款2項5目1節国庫・社会資本整備総合交付金737万5,000円の増額は、宮渡戸橋掛替工事の上部工に係る事業費7,000万円の追加及び道路構築物点検業務委託、道路法面改修工事实施設計業務委託、敷根1号線道路改良工事及びゆのもと橋耐震補強工事の精査に伴う事業費5,659万2,000円の減額によりまして補助率「100分の55」の交付金9,158万1,000円の確定によるものでございます。

続いて、4ページから5ページをお開きください。

歳出でございます。

4ページから11ページにかけてが事業費に今回の給与改定に係る所要額、職員人件費の調整分を記載してございます。総額につきましては後ほどご説明をさせていただきます。

総務課関係、2款1項17目0385減債基金積立金9,300万円の増額は、下田市過疎地域自立促進計画に基づく過疎債借入予算額30%相当を減債基金に積み立てるものです。

過疎対策事業債は充当率100%、交付税措置率70%で、本事業債を活用することで一般財源の充当なく事業ができることから、交付税措置のない償還元金30%相当について減債基金に同額を積み立て、将来の元金消化に充当することで財政健全化を図るものでございます。

12款1項1目予備費1億822万1,000円の減額は、今回の補正財源でございます。

6ページ、7ページをお開きください。

市民保健課関係、3款7項1目1901国民健康保険関係繰出金182万3,000円の減額、同8項1目1950介護保険関係繰出金31万9,000の増、同9項1目1965後期高齢者医療会計繰出金9万円の増額は、給与改定に係る職員人件費の一般会計からの繰出金でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

建設課関係、7款2項1目4550道路維持事業2,180万円の減額は、国庫・社会資本整備総合交付金の対象となる道路構築物点検業務委託、道路法面改修工事实施設計業務委託及び敷根1号線道路改良工事の精算。7款2項4目4700橋梁維持事業3,510万円の増額も国庫・社

会資本整備総合交付金の対象となります、ゆのもと橋耐震補強工事の精算及び宮渡戸橋掛替工事の上部工に係る事業費7,010万円の追加でございます。

恐れ入りますが、12、13ページをお開きください。

国民健康保険事業特別会計の歳入でございます。

9款1項1目2節事務費等繰入金182万3,000円の減額は、給与改定に係る職員人件費分の一般会計からの繰入金でございます。

歳出でございますが、表に記載の事業に措置されております職員の給与改定の所要額でございます。

14、15ページをお開きください。

介護保険特別会計の歳入でございます。

介護保険特別会計において措置されます地域支援事業の包括的支援任意事業に係る職員人件費につきまして、国・県の交付金が措置され、今回の給与改定について国が5分の2として8万5,000円を、県が5分の1として4万3,000円を交付され、下田市が5分の1として4万3,000円を負担し、残りを保険料で賄うこととなり、その分は予備費で対応することとなるものでございます。地域支援事業以外の職員給与改定分は一般会計の負担するところとなり、27万6,000円を繰り出すものでございます。

歳出でございますが、表に記載の事業に措置されています職員の給与改定の所要額でございます。補正額は49万6,000円となっておりますが、予備費を財源として充てている関係で、予備費を加えますと所要額は44万7,000円となるものであります。

16、17ページをお開きください。

後期高齢者医療特別会計の歳入でございますが、3款1項1目1節事務費等繰入金9万円の増額は、給与改定に係る一般会計からの繰入金でございます。

歳出でございますが、表に記載の事業に措置されております職員の給与改定の所要額でございます。

18、19ページをお開きください。

下水道事業特別会計は、歳出予算の補正でございます。

歳出でございますが、表に記載の事業に措置されております職員の給与改定の所要額で、補正財源は予備費でございます。

20、21ページをお開きください。

水道事業会計の補正でございます。

1の収益的収入に措置されています職員の給与改定の所要額は、53万6,000円でございます。

22、23ページをお開きください。

2の資本的支出に措置されております職員の給与改定の所要額は9万2,000円でございます。給与改定に係る所要額は合計で62万8,000円となり、収益的収入においては当年度純利益を減額し、資本的支出においては補填財源に減債基金を充てるものでございます。

24、25ページをお開きください。

今回の給与改定、職員人件費調整分に係る所要額等の会計別一覧表でございます。

最上段の一般会計でございますが、対象職員212名分の人件費で、給与改定及び人件費調整に伴う分が給料で267万7,000円の減、職員手当で292万円の増額、共済費で10万4,000円の減、退職手当負担金で13万円の増額となり、一般会計としましては26万9,000円の増額となるものでございます。

2段目の国民健康保険事業特別会計でございますが、対象人員につきましては5名分の人件費の分でございます。

3段目、介護保険事業特別会計でございますが、対象職員10名分でございます。

4段目、後期高齢者2名分。

5段目、下水道4名分。

6段目、水道事業につきましては10名分の人件費の調整でございます。

以上の合計で一番下段にございますけれども、一般職243名分の人件費として、給料で331万8,000円の減、職員手当で320万3,000円の増額、共済費で17万6,000円の減、退職手当組合負担金で13万円の増額となりまして、補正予算額は16万1,000円の減額で、内訳といたしましては、今回の給与改定に係る所要額1,155万2,000円の増額及び人件費の調整分といたしまして1,171万3,000円の減額の差し引きでございます。

以上で議第4号 下田市一般会計補正予算（第8号）から議第9号 下田市水道事業会計補正予算（第3号）までの計6件の補正予算につきましての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 議第4号から議第9号までについて、当局の説明は終わりました。

ここで休憩したいと思います。よろしいでしょうか。

それではここで10分間休憩いたします。

午前10時58分休憩

---

午前11時 8分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の説明は終了いたしております。

ただいま議題となっております6件について一括質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第4号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、人件費については総務文教常任委員会に付託いたします。

議第5号議案から議第9号議案までは総務文教委員会に付託いたします。

---

○議長（竹内清二君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

これより委員会審査をお願いし、明日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

お疲れさまでございました。

午前11時 9分散会